国会事項

衆議院

答弁書受領

六月二十四日内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員柚木道義提出電子タバコの規制並びに分類に関する質問に対する答弁書

衆議院議員中根康浩提出ニホンウナギをワシントン条約による取引規制の対象から回避するための政府の取り組みに関する質問に対する答弁書

衆議院議員古川元久提出中央省庁における期間業務職員の勤務環境と処遇の改善に関する質問に対する答弁書

衆議院議員菅直人提出原発への消防車による水の注入に関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木貴子提出集団的自衛権の行使を可能とする政府解釈の変更を閣議決定する件に関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木貴子提出いわゆる南京事件や従軍慰安婦を世界記憶遺産とすることを中国が申請した件に関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木貴子提出我が国における政教分離の原則に係る内閣官房参与の発言に関する質問に対する答弁書

衆議院議員長妻昭提出原発事故における三千万人避難計画に関する質問に対する答弁書

衆議院議員大熊利昭提出邦人輸送中の米国輸送艦の防護オペレーションに対する安倍内閣の見解に関する質問に対する答弁書

衆議院議員長妻昭提出集団的自衛権行使等を検討するための政府作成事例に関する質問に対する答弁書

衆議院議員古川元久提出宇宙政策の司令塔機能に関する質問に対する答弁書

衆議院議員杉本かずみ提出ガソリンスタンドの廃業に関する質問に対する答弁書

衆議院議員馬淵澄夫提出機能強化型在宅療養支援診療所・病院についての在宅看取り実績要件に関する質問に対する答弁書

衆議院議員玉木雄一郎提出「国民の健康寿命が延伸する社会」に向けた予防・健康管理に係る取組の推進に関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木貴子提出福島第一原発事故の影響を描いた漫画表現に対して政府が明確な見解を述べない件に関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木貴子提出いわゆる「吉田調書」への政府の取扱い等に関する第三回質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木貴子提出「検察の理念」を踏まえた法務省の過去の反省への取り組み等に関する第三回質問に対する答弁書

通知書受領

六月二十四日内閣から衆議院議員杉本かずみ提出福島県「県民健康調査『甲状腺検査』の実施状況」に関する質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、平成二十六年六月二十七日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

又同日内閣から衆議院議員丸山穂高提出遺族年金及び障害年金に関する質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、平成二十六年六月二十七日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

又同日内閣から衆議院議員丸山穂高提出医師の診療報酬と柔道整復師の施術に係る療養費に関する質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、平成二十六年六月二十七日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

又同日内閣から衆議院議員丸山穂高提出柔軟仕上げ剤による香料公害に関する質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、平成二十六年六月二十七日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

又同日内閣から衆議院議員井坂信彦提出会社設立に関する質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、平成二十六年六月二十七日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

又同日内閣から衆議院議員井坂信彦提出「集団的自衛権の憲法解釈変更」に関する質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、平成二十六年六月二十七日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

又同日内閣から衆議院議員井坂信彦提出「警察の適正な取り調べ」に関する質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、平成二十六年六月二十七日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

又同日内閣から衆議院議員井坂信彦提出年金財政検証に関する質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、平成二十六年六月二十七日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

又同日内閣から衆議院議員井坂信彦提出「日本語教育機関の運営に関する基準」に関する質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、平成二十六年六月二十七日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

又同日内閣から衆議院議員河野正美提出我が国における違法伐採対策に関する質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、平成二十六年六月二十七日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

又同日内閣から衆議院議員長妻昭提出福島第一原発事故とその影響等に関する質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、平成二十六年六月二十七日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

又同日内閣から衆議院議員長妻昭提出法人税を納税していない一方、多額の政治献金をしている会社に関する質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、平成二十六年六月二十七日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

又同日内閣から衆議院議員長妻昭提出戦没者数が概数でしか明らかにされていない問題に関する質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、平成二十六年六月二十七日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

又同日内閣から衆議院議員長妻昭提出原発事故における、いわゆる吉田調書の公開に関する質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、平成二十六年六月二十七日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

又同日内閣から衆議院議員長妻昭提出医療費のムダ削減に関する質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、平成二十六年六月二十七日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

又同日内閣から衆議院議員長妻昭提出全要素生産性と格差の関係に関する質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、平成二十六年六月二十七日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

又同日内閣から衆議院議員阿部知子提出日本の保有プルトニウム量の報告に関する質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、平成二十六年六月二十七日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

又同日内閣から衆議院議員佐々木憲昭提出リニア中央新幹線の事業計画に関する質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、平成二十六年六月二十七日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

又同日内閣から衆議院議員小池政就提出国際会計基準の強制適用に関する質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、平成二十六年六月二十七日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

又同日内閣から衆議院議員小池政就提出介護サービスへの外国人導入に関する質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、平成二十六年六月二十七日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

又同日内閣から衆議院議員小池政就提出信用保証制度の見直しに関する質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、平成二十六年六月二十七日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。